

令和8年度（2026年度）
使用済小型電子機器等売買等事業者選定実施要領

1 目的

鎌倉市内で排出された使用済小型電子機器等について、適正に再資源化するために買い受ける事業者を見積書の提出により選定することを目的とし、本要領を定めます。

2 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 参加資格条件

次の(1)から(7)に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていない者であること。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていない者であること。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当しない者であること。
- (5) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始決定を受けた後、再度令和6・7年度（2024・2025年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (6) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始決定を受けた後、再度令和6・7年度（2024・2025年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3条の認定を受けた事業者であること。

4 参加方法

市が定める期日までに、見積書等を提出してください。なお、いずれの書類も「所在地、法人名及び代表者職氏名」と併せて、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）」を記載した場合は、押印を

省略することができます。

(1) 提出書類

ア 見積書

使用済小型電子機器等1キログラム当たりの買取価格（消費税及び地方消費税を除く）を記載してください。

イ 契約保証金の免除にかかる実績表

指定様式の「契約保証金の免除にかかる実績表」を提出してください。なお、鎌倉市以外での実績を記載する場合は、契約書等の写しも提出してください。実績表の提出がない場合は、契約締結時に契約保証金の納付が必要です。

ウ 見積書提出資格申出書等

指定様式の「見積書提出資格申出書」を提出してください。

エ 役員事項等届出書

指定様式の「役員事項等届出書」を提出してください。鎌倉市暴力団排除条例に基づく照会に使用しますので、「かながわ電子入札共同システム」に登録がない事業者のみ提出してください。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）3月6日（金）15時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参にて提出してください。なお、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

5 質問及び回答について

(1) 受付期間

令和8年（2026年）2月24日（火）15時まで。指定書式の「質問票」をEメールで提出してください。

(2) 回答

令和8年（2026年）2月27日（金）までに、市ホームページで公開します。

6 売却事業者の決定について

(1) 提出された見積書のうち、最高の価格を提示した者を売却事業者とします。

(2) 最高の価格を提示した者が複数いた場合は、該当者に見積書の再提出を依頼し、再提出された見積書のうち、最高の価格を提示した者を売却事業者とします。

- (3) さらに最高の価格を提示した者が複数いた場合は、くじ引きにおいて売却事業者を決定します。
- (4) 結果の公表は、令和8年(2026年)3月13日(金)までに、市ホームページで行います。

7 契約について

- (1) 売却事業者として決定した事業者と、キログラム単位による単価契約を、随意契約により締結します。
- (2) 契約締結に当たっては、売却事業者として決定した事業者が「3 参加資格条件」を満たしているか確認するため、必要に応じて現地調査等を実施します。資格のいずれかを備えなくなった場合は、次に高い価格の見積書を提出した者を売却事業者とし、契約を締結します。

8 問い合わせ先

鎌倉市 環境部 ごみ減量対策課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-61-3396 (直通)

FAX 0467-23-8700 (代表)

Eメール gomi@city.kamakura.kanagawa.jp